

ストップ! えせ同和行為

あなたの事務所にも
「えせ同和行為」は
突然やってくる?

でも大丈夫!

「えせ同和行為」をよく知り、
日頃から備えていれば、
怖くはありません。

“えせ同和行為”とは

同和問題を口実にして、企業や団体等に対し、違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。

えせ同和行為は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。

このような“えせ同和行為”には、断じて応じてはなりません。

同和問題(部落差別)とは

同和地区、被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職ができなかったり、といった様々な差別を受けるといった問題です。このような差別は、基本的人権の尊重を定めた憲法の精神に反する重大な人権侵害です。

部落差別解消推進法について

2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立・施行されました。この法律では、同和問題(部落差別)の解決は重要な課題であり、国及び地方公共団体の責務として、差別の解消へ向けた施策に取り組むことを規定しています。

これが「えせ同和行為」

こんなケースには、こうして対応しましょう!

組織で対応する

県・法務局・警察・
弁護士に相談する

脅しを恐れない

記録は
しっかりとる

その場しのぎの
妥協をしない

ケース
1
電話が
かかって
きたら



同和問題の書籍を買っていただきたい

購入する意思はありません

では一度お話を伺いたい

お会いするつもりはありません



対応のポイント

- 相手が誰で、どんな要求をしているのかを明確にする
- 暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続をとる
- 日頃から、えせ同和行為の電話への対策を立てておき、電話対応マニュアルを作るか、担当者を決めておく
- 万が一にも押し切られて購入してしまった場合は、8日以内に購入の意思がないことを表明して返送、クーリングオフ制度を利用する
- 県、法務局、弁護士、警察、暴力追放センターとの連携をとる

ケース
2 事務所へ来てしまったら



同和問題の学習が必要でしょう。この本を買えばいい

その必要はありません

私どもの研修に参加すればいい

研修は公的機関が実施するものを受けます



対応のポイント

- 社長や幹部職員ではなく、担当者が対応する
- 必ず2名以上、できれば相手より多い人数で対応する
- 相手の要求する場所には行かず、自社応接室で対応する
- 最初から面会時間を区切る
- 長居を認める態度と思われるのでお茶を出さない
- 不要なことははっきり告げて帰ってもらう
- 断るときは「予算がない」ではなく「購入する意思はない」と明確に伝える

ケース
3 事業への参入を強要されたら



対応のポイント

- 契約の意思がなければきっぱりと断る
- 同和問題への取組等を口実にした強要であれば「えせ同和行為」なので断る
- 「トップを出せ」と言われても、「私が担当であり、上司には後で報告する」と断る
- 約束や即答をしない、「一筆書け」には応じない
- 記録、録音・録画などで、要求を正確に把握する
- 同和問題への取組等を口実にされた場合、「今後どうすべきか公的機関に相談する」と伝え、県庁や法務局に連絡する。

仕事を回してもらいたい

契約先は既に決定しています

人権意識が足りないですな、同和問題をわかってないな

今後どうすべきか、公的機関に相談します



困ったときの相談窓口

警察	①緊急を要する場合 110番	法務局	宮崎地方法務局 人権擁護課 ☎0985-22-5124
	②最寄りの警察署		暴力追放
弁護士	③宮崎県警察本部 組織犯罪対策課 ☎0985-31-0110	消費生活	
	宮崎県弁護士会 ☎0985-22-2466		



宮崎県 総合政策部 人権同和対策課

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1 県庁8号館6階 ☎0985-26-7067